ギャンブルオンブズマン

（ギャンブル依存症を生む公認ギャンブルをなくす会）

大阪市中央区北浜1-2-2　北浜プロボノビル

事務局　井上善雄（[inoue@peacelaw.jp](mailto:inoue@peacelaw.jp)）

TEL：06-6202-5050／FAX：06-6202-5052

会ブログ：<http://gambl.seesaa.net/>（ﾊﾞｯｸﾅﾝﾊﾞｰ他掲載）

**なくそう！**

**ギャンブル被害**

会報第37号　2015/7/28

/

１／２５　/

ギャンブル依存症を生む

　　　　公認ギャンブルをなくす会

大阪市中央区北浜1-2-2　北浜プロボノビル

事務局　井上善雄（[inoue@peacelaw.jp](mailto:inoue@peacelaw.jp)）

TEL：06-6202-5050／FAX：06-6202-5052

会ブログ：<http://gambl.seesaa.net/>（ﾊﾞｯｸﾅﾝﾊﾞｰ他掲載）

【目次】日本におけるギャンブル依存の社会的予防、博打・賭博川柳解説、民営賭博場（カジノ）開設の違法性、カジノと犯罪（日弁連院内学習会報告）、書籍紹介、中国人と賭博、そして日本のカジノ開設の問題点、NEWSピックup、語源「**Addiction**（嗜癖）」、事務局だより、裁判情報

日本におけるギャンブル依存の社会的予防

１．日本のギャンブル依存（症）

日本のギャンブル依存（症）536万人のうちその7～8割はパチンコ･スロットによるもので、その余は公営賭博、宝くじ、toto、違法賭博（闇カジノetc）が原因といえよう。

　このパチンコ・スロットによる大量の依存症は、パチスロが日常性（常習性）を生じやすく、何時でも何処でも簡単に継続してやれるバクチのためである。全国12000店で売上（貸し玉）18兆円というとんでもない「ミニカジノ」国家は世界に例がない。しかも、客の大半は金持ちというより大衆であり、数千円～数万円を1回で使い、繰り返すのであるからまさに依存症を生むべくして生んでいるのである。

　しかし、客は未成年者から老人、主婦まで幅広く、これらの人々に対して依存から脱する手当はもとより依存症にならないようにするケアは全くなかった。2015年2月にいたり、全日本遊技事業協同組合（全遊協）が加盟店のチラシ等に「のめり込みに注意しましょう」という表示を入れるようになったが、何もしていない批判への言い訳でしかない。

　実際、パチスロ依存者が入店しないようにすることもなく、むしろ老人・主婦向けのパチンコ台やスロットを増やしている。その誘客広告も年々拡大しテレビや新聞、チラシ広告など手段を問わない。

　店側の言い訳は、お客さんを全員はチェックできないし、身分証明も貰えない、18才未満と明らかに判ればご遠慮願うがわからない、ということである。

そして本当に病気になってしまい相談したという人には、全遊協の息のかかった医師1，2名を案内できるというレベルである。依存症治療を扱う精神科系医療機関は、自助グループへの紹介のみという病院・診療所も含め2014年で全国に79箇所のみで、また2015年に入って薬やアルコールと共に扱うアディクションセンターが全国に5箇所生まれたばかりで手探りで活動を始めたところという。

　このように、「否認の病気」といわれるギャンブル依存症者が自ら名乗り出れば案内されるところはあるも、依存者によって直接被害を受けた家族や社会は救済されることはない。盗んだ金がパチンコで失われても、パチンコ店の儲けでしかない。パチスロ界は自らのギャンブル性を否定する建前であるし、依存者もその病気を隠しているから、依存者と共に病気の社会化や治療に対し動かないし動けもしない。業界も監督する警察庁もパチンコはあくまで楽しく遊ぶゲームであり、病気や弊害に責任はないとしているのである。

　ＩＲカジノ法の導入問題で、ギャンブル依存症の存在とその対策の必要性が公認されるようになったが、導入論者はその収益金の一部を依存症対策に回せるという、いわば「開き直った」立論をする。

　しかし、ＩＲ議連や導入論者は、一般論として欧米での対策を紹介するだけで、現在の依存症者への対応は全くない。（中にはテレビでカジノ反対派に依存症536万人をどうするのかと追及するバカ学者もいる。）政府やギャンブル事業者、ギャンブル推進コンサルらは、既にミニカジノでの依存症の発生という「不都合な真実」を認めたくないし、ましてやそのパチスロ依存症対策はやりたくもないからである。

２．ギャンブル依存（症）へ対策

欧米のギャンブル依存症対策や、韓国のカンウォンランド、シンガポールでの対策をみると、ギャンブル（カジノ）依存症対策は次のようなものが考えられる。

（１）宣伝規制、警告ポスター、啓蒙活動

（２）飲酒規制、喫煙規制（禁煙）

（３）従業員の訓練、従業員の依存症防止

（４）電話相談、治療補助

（５）入場規制関係

①カジノへの入場料による制限（特に国内人）

　　　　しかし、入場料が国内人の依存症を防げるという報告もその根拠は全くない。

②カジノ入場者の人物チェック（年齢制限も）

　　　　人物のチェックは国民番号制をとったり、完全身分登録制ができていることが有効となる前提だが、日本のマイナンバー制度はここまでの適用はできない。例えば、外国のカジノやその他のギャンブルにいくら使った者か、何回目の入場かなどのビッグデータはどのカジノにもない。パチンコにしても日本にはない。北欧やシンガポールでは、例えば国内のカジノ入場者の過去の入場回数、賭け歴、賭け額、所得との割合が点検できるが、日本ではそれはできない。結局、本人や家族の自主申告があれば別としてギャンブル依存の要注意人物かどうかをチェックできない。

③本人の自主申告ないし家族の申告による入場制限

　　　　これは一定の国や場所で採用されているが、自主申告する客はいつでも入場解除を求められるし、家族の申告も強制力と国内外共にネットワーク的に登録できていないと有効でない。日本では公営ギャンブルにこの制限は全くない。

（６）賭け額の制限、融資規制

　　　　一律の制限はできるが、人によって金額制限するとなるとこれも店側に客の個人情報が必要である。現実には日本にもなく、国際的にも少ない。融資規制は、店での貸金を禁止し、周辺にもＡＴＭ設置を禁止することであるが、これも十分でない。

（７）プレミアム・プレイヤー、ＶＩＰ客、ハイローラーの禁止

　　　　これをやるとカジノの収入が減り、現実も経営的にとられていない。

　以上のように、誰でも自由に入場を認めて制限なくやらせると、ギャンブル依存症の発生を防ぐという方策はとれない。結局、依存症患者が出た後のカウンセリングというような病人をつくって対策を考えるものでしかない。これは森山成彬医師が脳を大根に例えていうところの、タクワンにしてしまうと決して元に戻らないのに治療するということになる。

　マカオなどはそもそもカジノ依存を奨励さえしている。カンウォンランドやシンガポールでは個人情報を把握までしても病人の発生が絶えない。4万8000人の「排除プログラム登録者」で患者を減らしているというが、「否認の患者」をも強制する治療は極めて困難である。効果をあげているともいうが、効果をあげられるのは自ら進んで治療プログラムを求める人達であろう。

　もし対策を取れるというなら、日本の公営競技やパチンコからギャンブル依存症の治療に成功してみせることだ。

３．日本のギャンブル依存防止に必要なこと

　全ての病は予防が第一であり、危険な行為は抑制されねばならない。

①パチンコも含め全てのギャンブル利用者は全て身分証明書を用意させ登録させる。20歳成年要件はもちろん、依存症チェックが必要である。

②その登録カードにより、利用経歴とその所得などからギャンブル依存の危険性や問題のないことの証明を店側（券売場、カジノ等の店）が確認、記録する。

③店での個々人のゲーム時間、賭け額がわかるようにし、一定の制限を超えると本人や家族に警告し、ゲームを続行させない。

④全ての入店回数、ゲーム種と賭け額、滞在時間を捕捉し、本人に確認させておく。

⑤ギャンブル賭け金は1ヶ月の自己所得申告額の3分の1または20万円のいずれかを上限とする（年間所得申告額は2分の1、100万円）。

⑥一時所得に対し源泉または所得申告書の提出を義務付ける。一時所得として手続をとらせる。

⑦なお、海外カジノでも不十分だが、もし導入するなら、個人ごとにチップ（ビスケット）との換金額をチェックし、カジノ場からのチップ類の持ち出しやチップ類の贈与の禁止、客同士の相対賭け等を監視カメラで捕捉してマネーローンダリングを禁止し、脱税防止のために即日収入を申告させることが必要となろう。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

博打・賭博川柳解説

博打・賭博を川柳にすれば山とできる。しかし、江戸時代、違法世界の博打を川柳界は禁句にした。宝くじ（富くじ）は一部公認もあり、江戸時代からその句は多い。では、現代の宝くじの句から。

※（　　）で作者名の記載のあるものは毎日新聞「仲畑流万能川柳」より。

・宝くじ　当選祝い　誰もせず　（寝屋川小川）

　　　当選を隠したいのか、祝いをすれば当選者が接待させられるからなのか、他が妬ましく誰も来ないからか。

・宝くじ　当選する夢　誰もみて

　　　儚いと判っていても、億円と聞けば誰もが買わされる。しかし、その夢は誰も実際には見ないし、夢で当たっても現実には当たらない。

・無宗教　宝くじには手を合わせ　（木更津野良助）

　　　神頼みには現世利益がつきもの。「縁起でもかついでみたい宝くじ」です。

・特等は　国が持つ　宝くじ　（川越　麦）

　　　今は国は販売をやめ、自治体のくじで収入源になっています。

・特等は１２億円　発売元

　　　１ユニット売上３０億円の４０％は発売元に入る。特等は１ユニット１２億円ということに。

民営賭博場（カジノ）開設の違法性

１．現在日本の公認賭博・富くじである４Ｋ（競馬、競輪、競艇、オートレースら公営競技）、宝くじ、totoは政府・自治体がその設立支配する法人にやらせる、いわゆる公設・公営ギャンブルです。

　　これは、わが国では賭博や富くじ発売を基本法である刑法１８５～１８７条で禁止しており、賭博場を開設したり組織的な賭博・富くじの発売を認めることは、本来許されない違法行為であるためです。

　宝くじは戦時・戦後の一時的な財政収入のために、そして公営競技は戦後の産業振興と政府財政収入を考えて、公設・公営とする特別立法の下で導入したものです。その収入・収益は全て国や地方公共団体の財政収入とし、私人や民間業者に賭博事業収益を認めるものではないとの考え方の下に法定されたといえます。

　　従って、賭博を営利事業として認め、政府はその民間事業者から税金（高めでも）をとればよいというシステムにはなっていないのです。

　　すなわち、日本では公営競技や宝くじ・totoの例から考えても、民営賭博は否定する考え方が強く、いわゆる民設・民営カジノの公認することは、この刑法の賭博・富くじ禁止原則を全くすり抜けさせることになるのです。

２．賭博（ギャンブル）行為は、遊びの一種のゲーム行為と同じように、個人の自由、幸福追求の自由行為として認めるべきという考え方があります。しかし、内心・思想の自由と異なり、また健全な社会形成の基本でもある表現の自由とも異なり、賭博行為は社会的な悪影響と当該個人にも害をもたらすことは昔から知られています。人の欲望には「食欲・性欲・睡眠欲」があり、その欲望や自由を完全に禁ずることはとてもできませんが、人の射倖心はときにこれらの３大欲望さえ忘れさせるといいます。賭博を自由にすると当該人の身体生命、健康、さらに社会的健全性を損なうので、これに社会が法的制限を加えることは、人の自由を不当に奪うものとは言えません。世には薬品やアルコールなど一定量なら有用なものでさえ、本人の自由に任せてよいとはなっていません。いわゆる「のめり込み」という依存症やアディクションへの配慮と社会的規制が必要です。

賭博は単なる遊びのゲームでなく、金品や時には自分や家族の人生も賭けさせ損なわせるものですし、社会や他人の健全な生活を害することがあります。この意味で基本的人権を保障する社会国家でも、賭博、特に常習賭博と賭博開帳や富くじ販売は原則禁止されているのです。

また、賭博は勤労精神、勤労の権利と義務に反します（憲法27条）。そして教育、学習と努力によって人生の向上を目指すという教育理念、教育の権利と義務にも反するのです（憲法26条）。もちろん、賭博に伴う反社会性力の発生、マネーローンダリングや脱税等の反社会行為を防ぐ必要もあります。

３．このような賭博禁止を例外とするには、国や社会の禁止原則を上回る特別の積極的公益という例外要件や、その害を厳しく抑制する確保措置が求められます。

　　賭博カジノの有用性とは賭博開帳・富くじ発売業者自身の確実な収益（リスクのない収入）です。より厳密に言えば、客から確実な収奪が得られることです。そのため、賭博開帳は昔からヤクザ（暴力団）の闇の企てだったのです。そのヤクザを禁止追放して、確実な収益を得て全てを公共目的に使うというのが公営賭博です。従って、その収益は完全に公共・公益目的のためにのみ集められ使われるべきということになります。また、賭博行為の弊害を完全になくすことが求められます。もとより私的運営からの利権や弊害は許されません。それが公認賭博だけでなく公営賭博にした理由です。

　　また、賭博・富くじには古来「詐欺」がつきものでした。客に勝てるように思わせても、確実に客が損をするというのも一種の「詐欺」です。その「詐取」・収奪の程度も厳正に管理するために、発券、発売、宣伝、広告からの公支配ということになり、公営賭博という理由になりました。今日ではその客からの収益の「公平・平等さ」「収益度の穏健さ」のコントロールの点からも公営賭博を堅持する理由となっています。それからさらに、現代では略奪的ギャンブリングの禁止がいわれているのです。

４．だからといって、公営賭博なら日本で許されるというものはありません。その理由の第１は、現代民主主義社会での公益目的・賭博による収益目的の消滅です。宝くじ導入時にいわれた戦後の激しいインフレーション抑制の必要は今は全くありません。４Ｋ導入の際の経済事情も同じです。公共目的のための財政収入は、公平・公正な税収や必要な公益サービスの対価としての料金に依るべきです。弱い人や貧しい人から過大に収奪するギャンブルには、正当性も公正さもありません。

　　理由の第２は、弊害の大きさです。ギャンブルに伴う反社会勢力や反社会行為は、これを克服する努力中でもなお大きいものがあります。ギャンブルの弊害はまだまだ把握されないまま収益額だけが過大評価されています。ギャンブル依存症など著しい被害がようやく注目されるようになり、国も委託調査で536万人もいると推計されました。根本的に弊害を見直す必要があります。

　　そもそも人にゲームを楽しむ自由があるといっても、人の射倖心という弱みにつけ込んで組織的事業として他人を収奪する賭博を自由にさせる必要はないのです。ゲームはゲームとして健全な範囲内での娯楽として互いに楽しめばよいのです。現在、野球や様々なスポーツ、囲碁・将棋からコンピューターゲームまでお金を賭ける必要はありません。

　　この点、カジノで使われるルーレット、バカラ、スロットマシン等は、あくまで金を賭ける射倖心を高めるだけの装置なのです。

５．最後にカジノという賭博場ですが、これは射倖心を最高度に高めたものです。賭博の賭け金を最も大きく無制限に続けさせるシステムです。賭博場の中にＶＩＰカジノ等といって金持ちの客をくすぐるシステムも設けています。コンプと呼ばれるＲ（部屋）・Ｂ（呑み物・酒）・Ｆ（食べ物）といったホテルサービスの無償提供は、ホテル側にそれ以上のカジノ収入が入るからです。

　　こんなカジノでは1日にして数億円単位の金がやり取りされます。それが繰り返される度に、カジノ側は客全体から高収益金を得るのです。

　　「酒と女（男）とバクチ」の世界のカジノは、客が主観的に遊びだと思えば遊興施設です。賭博では儲ける夢もありますが、多くは富の喪失という悪夢を招きます。誰もが公平に永続きして楽しめるものでは到底あり得ないのです。

　　こんな賭博場を民間企業者が営むことを公認しようとするのは、その公認の裏で金や利権が動くからです。もし、その全収益金を政府が取り上げれば誰も出資したり働かないでしょう、収益金の一部は税金にとられても、大金を儲けるためにカジノにせよＩＲにせよ投資されるのです。それに賛同し推進する事業者や推進コンサル、政治家は、観光振興や就職口拡大と言いますが、結局、国内の他の産業を害したり多大な社会費用をもたらし、国内的にも収奪する事業なのです。

　　この意味でＩＲであれ民営カジノの違法性は明らかです。

カジノと犯罪

井　上　善　雄

2015年6月24日、衆議院第2議員会館1階会議室で、日弁連の院内学習会「カジノ解禁について考える」がもたれました。私は短時間でしたが「カジノと犯罪」をテーマに報告しました。その際の報告書を紹介します。なお、これには本会報32号に掲載した札幌市での講演「日本のギャンブル問題と今後」での20頁に及ぶギャンブルと犯罪の報告に加え、新たに6月5日までの国内外の情報を加えた「ギャンブルと犯罪―その後」を付しました。本会報では既報告のものを除き、6月24日の報告を紹介します。

１．はじめに

　日本は（もちろん世界のほとんどの国で）、公認された賭博や富くじ以外は犯罪とされています。富くじや賭博、さらにカジノが許されている国や地域・場所はありますが、いつでも何処でも自由にしてよいという法治国はありません。自由化を進めている国や地域・場所でも、政府の「公許」「公認」のものでなければ許されません。このようにギャンブルは全面的か部分的規制かは別として「公許」「公認」のものでなければ「犯罪」となります。

日本の明治以来をみても現刑法１８５～１８７条同様の犯罪と処罰が法定化適用されており、ギャンブルは原則犯罪であるといえます。

２０１５年４月２８日、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」（いわゆる「カジノ解禁推進法案」、より略して「カジノ推進法案」という）が国会に再提出されました。今回は、カジノが犯罪を招くという問題に絞って述べます。

なお、私は日本の近年のギャンブルと犯罪についてどういう実態にあるかを報告したことがあり、資料を用意しました。このうち資料１は、報告者が「日本のギャンブル問題と今後」として今年１月３０日に札幌で講演したときのレジュメです。資料２は、資料１に掲載していない２０１４年１２月４日以降のギャンブルとカジノの犯罪にかかわる報道事例とコメントです。（これらを詳しく述べる時間は無いので資料１，２をご覧下さい。）

２．カジノと犯罪

　本日は時間がないので、カジノと犯罪について結論と理由をコメントさせていただきます。

（１）「公認カジノ」で違法な賭博、のみ行為、闇カジノはなくならない。

　　　入場料がなく客に有利な闇カジノは存続します。公認カジノは勤勉さより賭博での射倖を促進し、道徳性、教育効果を低下させます。

（２）「公認カジノ」も全ての賭博と同様、犯罪等違法取得金が使用されることは防げません。

　　　防ぐには個人ごとの番号登録や持込金が正当な者であることの厳正証明がいるでしょう。これがなくては、犯罪で得た金が公認賭博・公認カジノで使われることを防げません。

　　　賭金の正当さの厳正証明を求めているカジノは世界中の何処にもありませんし、犯罪で得られた金も流れていることは公知です。

（３）「公認カジノ」では、経営者、従業員、客が絡む犯罪が生まれます。

　　　カジノは反倫理・反教育の場であり、射倖心と金儲けに特化した「世界」は犯罪の土壌です。客のいさかいから事業継続のための汚職、組織犯罪まで様々な犯罪が生まれます。

（４）ギャンブルは犯罪収益移転防止法違反のマネーローンダリング（マネロン）や脱税が横行する場であり、特にカジノはマネロンが容易です。

　　　カジノはチップの提供により誰にでも金を渡せる場ですし、ゲームにこと寄せて例えば客が通じ合えば、カジノのゲームを通して客ＡからＢに大金を移すことができますが、このチップの移転は捕捉できません。そして、カジノでは1回ゲームごとの個人の一時所得計算もしません。ジャンケットや仲介人もマネロンの協力者となっています。

（５）カジノは売買春の場です。

　　　「呑む、打つ、買う」。ＶＩＰ客へのコンプ（Ｒ：Room、Ｆ：Food、Ｂ：Beverage（酒、呑みもの））のサービス。カジノは金と性目的の歓楽の場で、売買春犯罪も伴います。

３．完全なる公的管理をされない民間カジノは汚職や脱税の巣です。

　客の収益と脱税を完全に捕捉するようなカジノに「客」は来ないでしょう。民間カジノの開設計画と許可の段階から運営、人事、監督のあらゆる点で利権と汚職の場となります。また、カジノと関連業者の脱税も生じます。

　利権や汚職、脱税を含み、犯罪資金が流入するカジノには組織暴力、組織犯罪とそれを防ぐ警察その他役所の利権が絡みます。莫大な金は正常な経済を歪め、政界、官界を表と裏で動かすものとして使われがちです。客を呼べば必ず儲かる民間カジノは業としての「賭博の開帳者」であり、その利権の維持、拡大に脱法が生まれます。

４．失われた金の悲劇と犯罪

客のギャンブル依存症。負けた客は金を失い、家庭の金も奪い、そして借金を生みます。また、賭け金と借金の返済のために窃盗、強盗、横領等の犯罪を生み、悲劇を生みます。また、カジノで負けた客の自殺や心中（犯罪）もカジノの「罪」です。

５．カジノによる収益金や税金をギャンブル障害や犯罪対策に使うというのは詭弁です。

　カジノの収益金や税金を全てのギャンブル被害や犯罪対策に廻せる訳がありません。そんなカジノはやっていけません。韓国のＩＲでは韓国人カジノ客だけを対象として救済を実施していますが、それですら満足にできていないのです。もちろん外国人客は対象ではないですし、外国人は救済しないことでカジノが成り立っているのです。

　例えば、日本人が横領背任して持ち出した１００億円は、外国のカジノ店側と儲けた客のものになり、客や被害者の救済には１円も使われていません。

（資料１）講演「日本のギャンブル問題と今後」メディアのための自殺関連問題学習会

（平成２７年１月３０日）レジュメ　　　　　　　　（略）

（資料２）　　ギャンブルと犯罪　―その後―

１．はじめに

　2015年1月30日、私は札幌市で開かれた講演「日本のギャンブル問題と今後」で31頁に及ぶレジュメ資料を配付しました。そのうち20頁がギャンブルと犯罪に関するものでした（資料１レジュメp3～23。　同文はギャンブルオンブズマン会報32号にも掲載、会ブログから閲覧可　http://gambl.seesaa.net/）。

　この報告は、法務省や警察当局が賭博・ギャンブルの「犯罪白書」といえるものを公に作成していないことから、2000年以降2014年10月まで報道された犯罪事案の中からギャンブルに関係の深いものだけを整理したものです。

　これらをみれば、日本ではパチンコ絡みの犯罪が非常に多いことが判ります。それは、風営事業のパチンコ・スロットという「遊技」というも「三店方式」で換金できる脱法ギャンブルが日本国中に12000～18000店も展開され、売上げ（貸玉）は一時の30兆円から20兆円を切るレベルになったとはいえ、日本ではダントツのギャンブルであるからです。すなわち、パチスロはいつでも何処でもでき、国民の1000～2000万人が行う身近な「ミニカジノ」となっているのです。

２．以下、2014年10月以降に知ったギャンブルと犯罪について追加報告します。但し、これらはメディアにニュースとし報じる価値あるものとして認識され、しかも筆者が偶然知り得たものでしかありません。従って、その犯罪実態はこの数百数千倍はあると言ってよいでしょう。例えば、パチンコやカジノ等賭場での貸玉やメダルの窃盗や不正行為、少額被害事件は「説諭」か「警告」「追放」で終わり、検挙されても起訴さえされないものが多いからです。　なお、今回は既存の海外カジノでの犯罪報道にも注目しました。　（以下、報道記事から。（　）内はメディア）

　　2014年12月4日　　済州島カジノ、中国人の賭博天国（朝鮮日報）

　　　中国法は本来海外賭博も違法だが、中国人の賭博額740億ドル（8兆8700億円）。済州島では「性サービス」も提供。

　　　　 12月7日　　マカオ　カジノで客がスロットで勝てるよう調整し、2001年3月から計40万香港ドル（630万円）詐取。マカオではチップや現金の横領事件も絶えない。（マカオ新聞）

　　　　 12月24日　　マカオ　マネロン中国共産党幹部（周永康事件）（産経）

　　　　 12月27日　　オンラインカジノ　違法賭博と詐欺（毎日）

2015年1月17日　　マカオ最大の売春組織捜査で財界人逮捕（ﾌﾞﾙｰﾑﾊﾞｰｸﾞ）

　　　　1月21日　　米シーザーズ資産移転　連邦法違反（ウォールストリート）

　　　　　　〃　 　　カジノ勧誘で金密輸（東スポ）

　　　　1月23日　　ネットカジノ店　客にバカラ賭博（神戸）

　　　　1月26日　　マカオ　カジノ王（スタンリー・ホー）の甥ら、ホテルリスボアで5人管理売春で逮捕　　売春婦2400人から59億2400万円の不正収入　2013年性人身売買34件　（sankeiBiz）

　　　　1月28日　　東京　携帯電話カジノ常習賭博で出版界の御曹司逮捕（ナイワン）

　　　　　　　　　　カジパラ　賭博収益3年で1000万円、広告料3億円以上

　　　　1月30日　　大阪府警　インターネット賭博経営者ら逮捕　2012年2月～2014年12月までに2億円、1ヶ月平均500人の客　（毎日）

　　　　2月4日　　チェンマイ　違法ネットカジノ運営で韓国人13人逮捕（ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙﾆｭｰｽ）

　　　　　　〃　　　マカオ　カジノ内犯罪16％増3千件超　（マカオ新聞）

　　　　2月9日　　福岡市　バカラ賭博16人を賭博開帳、客3人を賭博で逮捕　（読売）

　　　　　　　　　　暴力団の可能性

　　　　　　〃　　　闇カジノディーラー　2～5億円から2000～5000万円に売上減（日刊ｹﾞﾝﾀﾞｲ）

　　　　2月10日　　岐阜市　市教委課長親睦会費350万円、主査27万円を着服しギャンブルに（産経）

　　　　2月15日　　甲州市職員　パチンコ店の落とし物財布の着服（山梨放送）

　　　　2月16日　　マカオ　上海の役人　カジノの借金190億円支払わず、債権者を犯罪者に（マカオ新聞）

　　　　2月19日　　名古屋　違法カジノ賭博開帳で9人、賭博で客6人逮捕

　　　　　　　　　　 半月で7000万円売上　（中日）

　　　　2月26日　　韓国カジノ増設大逆風　犯罪、自殺イメージ　（産経）

　　　　2月27日　　新潟県　パチンコで負けた警察官が捜査費を盗んで費消（読売）

　　　　2月28日　　マカオ　腐敗撲滅で売上半減（PiDEA）

　　　　3月3日　　　マカオ　カジノで4800万円分チップ盗み逃亡　（マカオ）

　　　　3月11日　　競馬法違反（外れ馬券事件）最高裁第３小法廷　検察上告棄却（3/10）

　　　　　　　　　　予想ソフトによるインターネット馬券大量自動購入は「営利目的の継続で外れ馬券も経費」との1，2審を支持　（日経）

　　　　3月15日　　パチンコ関係詐欺犯罪多発　（北日本）

　　　　3月16日　　横浜カジノ　バカラ賭博で店側4人逮捕　（ＴＢＳ）

3月18日　　カジノ勧誘（ジャンケット）違法スレスレ（sankeiBiz）

3月20日　　ブラジル　違法カジノ、客を含め100人逮捕　（ﾌﾞﾗｼﾞﾙﾆｯｹｲ）

3月23日　　マカオ　マネロン容疑で6人逮捕　他人のキャッシュカード（２chカジノ）

3月24日　　マカオ　汚職取締りでカジノ減収（ＮＨＫ）

　　〃　　　 韓国　カジノホームレス急増　（Ｂ.Ｊ）

3月25日　　韓国　カジノで大負け日本人自殺　（仁川聯合）

3月28日　　中古パチンコ販売会社社員、1億円横領しＦＸ（外為）取引に。その会社はパチンコ台取引の慣行利用し120億円詐欺　（産経）

4月2日　　アルゼンチン大統領　カジノ王息子に不動産貸借30万ドル賄賂か、マネロンか　（lanacion）

　　〃　　　広東省　オンライン賭博犯摘発1071人逮捕　3億3000万元

　　　　　　タイのサーバー技術者7人拘束　（ＣＲＬ）

4月5日　　ニューヨーク　カジノで400人以上乱闘　逮捕者3人　（ＣＮＮ）

4月6日　　ミナミネットカジノ店摘発（常習賭博）　（ＮＥＷＳ24）

　　　　4月16日　　東京都教員　パチンコで借金　無断欠勤4日　減給処分（朝日）

　　　　　4月17日　　2014.6乳児パチンコ駐車場放置死事件で依存調査　（琉球）

　　　　　4月21日　　マカオカジノ街　売春グループ中国人18人逮捕、韓国人21人拘束、売上約4500万円　（マカオ）

　　　　　5月13日　　横浜市　カジノ賭博5人を賭博開帳で逮捕、1日300万円（日テレ）

　　　　　5月21日　　渋谷でインターネットバカラ3人逮捕、2億円売上（テレ朝）

　　　　　5月26日　　警視庁、違法カジノ組幹部ら6人逮捕、1億円以上売上（産経）

　　　　　5月28日　　インターネットカジノ店で収入2700万円を得ながら、生活保護費310万円を不正受給詐欺、経営主も逮捕（神戸）

　　　　　5月30日　　北越紀州製紙子会社北越トレイディング総務部長　約24億円着服　刑事告発へ　ギャンブル等使用　（毎日）

　　　　　6月3日　　ソウル　カジノで900万円借金の中国人Ａら、ホテル客Ｂらを強盗致傷。Ｂらは実は詐欺犯で、結局Ａら6人、Ｂら3人を逮捕。（朝鮮日報）

　　　　　6月4日　　北九州市　ギャンブル依存の長男(35歳)の無心で母は「うつ病」。2014年10月父が長男を絞殺後自殺未遂。小倉支部は同情すべきと懲役3年執行猶予5年。長男の依存症を行政らに相談していたが有効策を見出せなかった。（読売）

　　　　　6月5日　　2010年野球賭博で引退の貴闘力によるギャンブル依存告白。競馬から始まり借金5億円にも。（ＴＢＳ）

３．以上のとおり、約半年の報道ニュースを見るだけでもギャンブルをめぐる犯罪とその報道は、日本では闇賭博と公務員などの汚職・スキャンダル事件を中心としており、一般的なギャンブルを伴う犯罪は大きな悲劇と「ニュース価値」から一部しか報じられていません。海外のカジノをめぐるニュースは、ネットで拾ってみるとマカオ等のカジノでは犯罪が恒常化していることが伺えます。

　　なお、カジノ等での所得税等の脱税犯罪は普遍的です。現行日本でも公営ギャンブルの脱税は公知ですし、海外のその国では非課税とされている場合でも出入金のチェックが十分にできず、課税所得の実質脱税や経済犯を捕捉できていません。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

書籍紹介

「スウェーデンの賭け事」　　ネチャマ・テック

　（1969年3月　全国競輪施行者協議会）

　　米国コロンビア大学研究員がスウェーデンのあるアンケート調査資料をもとに書いたもの。スウェーデンでは賭け事の弊害は少なく、むしろその効用さえ述べているところ、競輪主催者団体がユニバーサル通信社に翻訳を依頼した。

スウェーデンには競輪賭博はなく、あるのは公認のサッカー賭博（フットボール賭博ともいう）である。資料となった1954年のアンケートもサッカー賭博への参加度やそれによる影響を検討したものである。従って、日本の競輪などの公営ギャンブルの実態や弊害を考察するにあたっては、その前提が全く異なることを知っておかねばならない。つまり、協議会がこの本をもって、公営ギャンブルに社会的弊害はないということはできない。

　　スウェーデンではサッカーは人気スポーツで競技人口も多いが、サッカー賭博の参加の程度は各年代とも限定的である。毎週賭ける者は参加者の中で42％と多いが、その68％は賭け金3クローネ（210円）未満であり、20クローネ（1391円）も賭ける者はいないというお国柄である。賞金も70万円が最高で、ほとんどが3万円までのレベルである。（同アンケート調査資料）

　　著者は、賭博に対する激しい攻撃は根拠がないとしてスウェーデンのサッカー賭博をとりあげ、アンケート調査をもとに弊害は少ないとの結論を出している。

そして、むしろ上下階級の不満を減ずる効果を認めている。賭博が社会的昇進を望む者への障害に対する怒りを緩和し、社会の安寧に貢献していると認めているのである。エリートに対する下層階級の欲求不満を解消し、下層階級の行動的反対運動を抑制する働きや、大衆の感情刺激を低くすることで社会の安全弁的な役割を認めている（ｐ130）。そして、社会的な安全弁制度についての論者パーソンズやルイス･Ａ･コーサーを引用している。ただ、この「安全弁」論のメカニズムが、現実の賭博公認の理由とはならないともしている。

　　著者は、スウェーデンのサッカー賭博は人口の少ない国での例で、米国のような大国では多くの問題を生み出し、政府のコントロールは米国民にとっては耐え難いともいう。事実、スウェーデンは高福祉を目指す国家であるが、所得や納税額はガラス張りとなる個人番号制国家である。そのため国民の月間賭博額が月収のどの程度かがリアルタイムで判り、チェックする国でもある。

　　もし日本においてもスウェーデンレベルの個人番号制になれば、日本のパチンコ店は存立できないし、公営ギャンブルも賭け額を大幅に減じなければならない。

中国人と賭博、そして日本のカジノ開設の問題点

１．中国人といえば、マカオだけでなく、シンガポール、韓国、そして米国ラスベガス等でのＶＩＰカジノ客、ハイローラー（高額賭博者）が多いことで有名だ。中国人はそもそも「賭け好き」という評もあるが、日本へのカジノ導入論は実はこれら中国客を前提にしている。

　　しかし、マカオ等では中国政府による中国人の「ギャンブル規制」の動きで急激に売上が落ち、大幅収入減で人員整理の動きさえある。

２．ところで日本も中国もまた韓国も、国内法によって賭博・富くじが禁じられている。特に常習賭博や賭博場開帳は刑罰で厳しく禁じている。

そのため日本や中国にカジノはない。韓国にあるカジノはソウルでも済州島でも外国人用であり、韓国人は参加できない。（参加したりさせたらもちろん犯罪となる。カンウォンランドカジノだけ合法化し例外。）

　　殺人や強窃盗等の犯罪であれば、犯人が日本人の場合、外国で起こした犯罪であっても日本の警察は引き渡しを求めるし、日本で検挙・処罰できる。（これを属人主義という。）

　　しかし、賭博罪の場合は、日本人が外国の合法カジノで賭博をしても、その国はもちろん日本も検挙しない。これは賭博罪の国外犯は除かれるという刑法第３条の定めがあるためである。

　　これによりラスベガスで５億円を負けたハマコー氏も、マカオ・シンガポールで１００億円以上負けた井川氏も、日本で賭博罪に問われることはなかった。（井川氏の刑事訴追は子会社からの集金における特別背任。その他、億単位の公金横領犯によるカジノ費消も日本の背任・横領で検挙されている。）

３．この日本の刑法に対し、アジアでの最大のハイローラーとなっている中国人の刑法はどうか。

実は、中国刑法は属人主義により、国内外いかなる場所であろうと賭博をしたら処罰できる。

中国刑法第７条の属人主義の管轄権規定は、「（中国）国民が（中国）領域外（ex．外国）において本法で規定する罪を犯した時はこの法律を適用する。但し、この本法の規定による最高刑が３年以下の有期懲役である場合、追及しないことができる。公務員及び軍人の場合は（長期３年以下でも）この法律を適用する。」とある。

また、中国刑法第３０３条は、「営利の目的で、多数を聚合して賭博をし、賭博場を開設もしくは賭博を業とする者は３年以下の有期懲役とする。」とある。そして「情状の重い者は、３年以上１０年以下の懲役」と罰金が併科される。

してみると、中国警察や検察は、業と見なされる外国で常習賭博行為をする中国民をいつでも立件できるのである。３年以下の営利目的賭博犯であっても処罰しないとは明記していない。もちろん、外国に大金を持ち出したり脱税（３年以下の懲役）やマネーローンダリングが疑われると情状が重いとして立件される。

これまで中国政府が中国人の外国でのギャンブル行為を取り締まっていないのは、まさにサジ加減なのである。

４．日本がカジノを開設して中国人ハイローラーを期待するということは、中国人の賭博罪を教唆、幇助するということになる。それだけでなく、中国政府に対して、犯罪摘発の協力義務を負うことになるだろう。このようなことをカジノ議連や推進派は全く考えていないようだ。

　　ラスベガスでもマカオでもシンガポールでも、外国人に自国民ではできないことをやらせて金を落とさせ儲けるという商売をしているのだ。

薬物違反はほぼどの国でも取り締まられ摘発されるが、売買春は建前禁止だが放任された国も多い（日本も？）。これと同様に金さえ払えば博奕という“エセ快楽”を売りましょうというのが「ギャンブル産業」といえる。

５．話を戻す。日本で中国人や外国人にカジノをやらせるとしたら、属人主義の有無、そこでの刑事罰要件に該当しない客かどうかを調べないといけないのである。中国人が「爆買い」をしている資金が盗んだり汚職で得た金かどうかまで調べる必要はなくとも、カジノでの常習賭博はご遠慮下さいと言うべきだ。（もちろん、カジノではほぼ常習賭博になるが…）

　（なお、韓国法や中華民国法では、その国の者が外国の合法賭博をしても処罰しないという特別規定がある。）

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

ギャンブルＮＥＷＳピックｕｐ　（2015.6.1～7.18）

2015. 6.1　　 テレ朝　　ビートたけしのＴＶタックル「カジノ　日本を救う？滅ぼす？」

　　　　6.3　　 朝鮮日報　　ソウルカジノで900万円借金の中国人Ａら、ホテル客Ｂらを強盗致傷。Ｂらは実は詐欺犯で、結局Ａら6人、Ｂら3人を逮捕。

　　　　6.4　　 読売　　　北九州市、ギャンブル依存の長男（35歳）の無心で母は「うつ病」。2014年10月父が長男を絞殺後自殺未遂。小倉支部は同情すべきと懲役3年執行猶予5年。長男の依存症を行政らに相談していたが有効策を見出せなかった。

　　　　6.5　　 ＴＢＳ　　2010年野球賭博で引退の貴闘力によるギャンブル依存告白。競馬から始まり借金5億円にも。

　　　　6.10　　ｶｼﾞﾉ業界AGB　　カジノＶＩＰ客、世界的に縮小

6.12　　ポスト　　内閣官房「日本はＴＰＰ加入ならカジノ解禁する状況に」

6.13　　セガサミーグループ　カジノマシンデビュー、ベネチアンマカオ

6.14　　日経　　　周辺の地域貧しくなる　鳥畑教授（静岡大）

6.17　　共同　　　大阪カジノ「失速」調査費減　橋下市長「誘致では負ける」

　　　　毎日　　　北海道カジノ効果2600億円、雇用5万人と試算（道ＨＰ）

6.18　　＜カジノ反対　宮崎県弁護士会会長声明＞

カジノ議連総会で寺島実郎氏講演

時事　　　ＩＲ議連　国会延長で成立を

バンコク　　国家改革評議会（ＮＲＣ）議長「カジノ合法化は改革にあらず」

　　　　6.19　　ＴＢＳ　　パチンコチェーン経営者　２億円脱税で逮捕

　　　　　　　　朝日　　　「カジノ法案反対はただのだだっ子」自民萩生田

　　　　　　　　マカオ　　マカオカジノ関係犯罪増

　　　　6.20　　千葉　　　京葉鉄道員　定期券発行着服２５５万円「2011年よりパチンコに」

　　　　　　　　大阪府アディクションセンター（ＯＡＣ）アルコール、薬物にギャンブルも×

　　　　　　　　カＩＲＪ　　米国カジノ界のマネロン対策をFinCen当局評価

　　　　6.21　　海外　　　　米ニュージャージー北部　カジノ導入論

　　　　6.22　　いちょうの会　　5.20府依存症対策会議出席の川内レポ

　　　　　　　　ＪＳＴ　　ベトナムフーコック島カジノ　建設地変更

　　　　　　　　時事（ＡＦＰ）　　マカオカジノ低迷　ＶＩＰカジノの閉鎖、削減

　　　　　　　　マカオ　　カジノ収入過去5年で最低へ

　　　　6.23　　ルポかながわ　　横浜ＩＲ、佐世保など動き

　　　　　　　　日経ＢＰ　　カジノ産業の社会経済コストと可能性（本の広告）

　　　　　　　　読売　　　社説「国会延長に乗じカジノ法成立は慎むべき」

　　　　6.24　　＜日弁連　院内集会＞　　井上「カジノと犯罪」他

　　　　　　　　ＩＲカジノ反対で議員まわり　衆議院第２議員会館

　　　　6.25　　朝日　　　カジノ審議　公明否定

　　　　　　　　マカオ　　カジノ従業員　ギャンブル依存症　一般の２倍

　　　　6.28　　カジノ学会　　サービス産業の高度化から強調

　　　　6.29　　ＩＲ・ゲーミング学会　シンガポールのマグナス氏講演

　　　　　　　　日経　　　パチンコ換金禁止へ　次世代の党（2014.10.7）

　　　　6.30　　日刊　　　宮崎　自衛官パチンコ窃盗

　　　　7.1　　 秋田さきがけ　　秋田財務局オンラインカジノ　6ヶ月懲戒処分

　　　　7.6　　 サンパウロ　　ミナス州知事家宅捜査　BNDES（社会経済開発銀行）とカジノ絡み？

　　　　　　　　日本カジノ健康保養学会中西代表　ＩＲ議連に依存症対策資料提供

　　　　　　　　マカオ　　タバコ規制　カジノ場での全面禁煙化案

　　　　バンコク　　オンラインカジノで４韓国人逮捕

　　　　ＮＨＫ　　東京警視庁　ネットカジノで常習賭博２人逮捕　2400万円稼ぐ

7.8　　 毎日　　　大阪カジノ　府下首長と関西経済連合会ら官民で内輪もめ

7.9　　 横浜弁護士会　ＩＲ法廃案を求める

7.12　　カジノ反対国会議員要請行動へ（新川）

7.17　　マカオ　　東南アジア新興国シンガポール、フィリピン　中国人ギャンブラー吸引

　　　　読売　　　山形市　パチンコ仲間殺害３人逮捕　強盗、パチンコ玉まで

7.18　　朝日　　　シンガポール　洋上カジノにみた孤独

　　　　　　　　カジノＩＲ　　モンゴルにおけるカジノ合法化論

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

語 源　「**Addiction**（嗜癖）」

　　ローマ法に語源がある。自分の債務を返済できない者は、自分の身体で支払うことを命じる。負債の代わりに奴隷になれ、また債権者に隷属せよと身体で払わせるという命令に由来するという。

**事務局だより**

全国市民オンブズマン大会「ギャンブル・カジノ分科会」開催のご案内

第２２回全国市民オンブズマン兵庫大会

【日時】２０１５年９月５日（土）１３時～１８時　懇親会１８時～２０時

　　　　　　　　　　　６日（日）９時～１２時

【場所】神戸市　神戸学院大学ポートアイランドキャンパスＢ号館

全国市民オンブズマン連絡会議は、年に一度、全国の市民オンブズマン活動をする人や関心のある人が一堂に会する大会を主催しています。今年は上記の日程となりました。

　初日は全体集会で全国の市民オンブズマンの取組の基調報告や上脇教授による講演会のあと、特別調査報告や特別テーマ報告、また全国各地の報告や包括外部監査評価班による通信簿発表や表彰などがもたれます。

　二日目は分科会です。政務活動費、地方自治法の改正ないし住民訴訟制度改革の問題、さらに地方議会の分科会の開催が既に決まっています。

そしてこれらに加え、ギャンブル問題・カジノ問題を話し合う分科会を企画しました。本テーマは昨年に引き続くもので、ＩＲカジノに反対し依存症への認識を深めてギャンブル問題に取り組む「ギャンブルオンブズマン」「依存症問題対策全国会議」などが今年も中心となって企画しています。

ご不明な点等ありましたら、本企画担当　井上までご連絡下さい。

皆様の御参加を心よりお待ちしております。

【裁判情報】大阪地裁 平成26年(ワ)第6683号事 宝くじ販売差止請求事件

前回７月８日の裁判は、原告側より主張・立証を補充しました。被告らは、詳しい事実にほとんど反論できず、原告らには訴えるだけの利益はないとの繰り返しでした。裁判所は結審しましたが、原告らが提出した証拠により、裁判所がどれだけ事実を把握するかが焦点です。

　次回：判決言い渡し

平成２７年９月３０日（水）午後１時１５分　　８０８号法廷（傍聴可）

当会は財政上は専らカンパで成り立っています。

会費・カンパを下記口座までお願いします。

記

りそな銀行　北浜支店　普通０１１５７１９

口座名義：ギャンブル被害をなくす会